

はじめに

国際協力銀行(以下、「本行」)は、我が国の輸出入もしくは海外における経済活動の促進または国際金融秩序の安定に寄与するための貸付等(「国際金融等業務」)並びに開発途上にある海外の地域の経済および社会の開発または経済の安定に寄与するための貸付等(「海外経済協力業務」)を行う政府系金融機関として、昨年 10 月 1 日、日本輸出入銀行(輸銀)と海外経済協力基金(OECF)の統合により発足しました。本行は、その「海外経済協力業務」において我が国の ODA のうち二国間政府貸付(円借款)を担っており、開発途上国が取り組むさまざまな開発事業等を支援しております。

円借款業務の遂行に当っては、開発途上国の多様な開発ニーズに対応する形で融資を行う一方、融資した開発事業のフォローアップ、アフターケアである事後評価・事後監理も重視しております。この点については、昨年 8 月に発表された「政府開発援助(ODA)に関する中期政策について」等に沿ったものであり、同じく昨年 12 月に本行自身が策定した海外経済協力業務実施方針においても事後評価の推進を業務実施・運営上の重要事項として謳っているところです。事後評価活動は、過去の事業から得られた経験と教訓を将来の事業に生かすことを最大の目的としており、円借款事業の効果的・効率的実施には欠かせないものとして、近年その重要性はますます高まっています。

本行の事後評価は、単に個別事業の効果発現状況について調査するだけでなく、現在まで蓄積されてきた多種多様な事業の評価実績・経験を生かし、持続的な効果をもたらす質の高い開発援助に役立てていくことを目的としております。したがって、事後評価の結果につきましては、本行内外にフィードバックを行うことにより、評価結果が有効に活用されるよう努めております。特に、円借款事業の効果的、効率的実施のためには、借款の受け入れ側(開発途上国政府・事業実施機関)の能力向上も不可欠との観点から、英文版報告書の作成等を通じ、評価結果の共有を心がけております。

今回の「円借款案件事後評価報告書 2000」は、1999 年度中に実施した事後評価の報告書全文を掲載しています。1999 年度の事後評価の特筆点としては、評価件数の増加、第三者評価の充実(対象事業数の増加及び依頼先の多様化)、および一部の評価報告につきテーマに基づいた評価(テーマ別評価)の採用があげられます。また、報告の要約版より構成される「円借款案件事後評価報告書 2000(要約版)」も別途作成するとともに、報告書の内容はすべて本行ホームページにて閲覧することができますので、必要に応じてご利用ください。

今般、本行として初めて本報告書を公表するにあたり、本行のこれまでの事後評価活動に対する関係各位の日頃のご支援、ご協力に心より御礼申し上げますとともに、引き続きより質の高い評価を行っていくために、忌憚なきご教示、ご意見を頂きますよう、お願い申し上げます。

2000 年 9 月
プロジェクト開発部
部長 酒井陽三

第1巻

国際協力銀行の事後評価 1

用語解説 11

[テーマ別評価(第三者)]

1. タイ	東部臨海開発計画 15
	総合インパクト評価
	東部臨海開発計画の変遷とその意味 - 途上国のオーナーシップと援助の有効活用 -
	東部臨海開発計画 マプタプット工業港建設事業(1)~(3)
	マプタプット工業団地建設事業
	東部臨海開発計画 レムチャバン工業団地建設事業(1)(2)
	東部臨海開発計画 レムチャバン商業港建設事業(1)~(3)
	東部臨海開発計画 道路事業
	東部臨海開発計画 鉄道事業
	東部臨海開発計画 水源開発・導水事業

第2巻

[テーマ別評価(第三者)]

2. 中国	衡水・商丘間鉄道建設事業(1)~(4) 1
3. 中国	長江4架橋建設事業 25
	「合肥銅陵道路大橋建設事業(1)(2)」
	「黄石長江大橋建設事業」
	「武漢長江第二大橋建設事業」
	「重慶長江第二大橋建設事業」
4. フィリピン	バタンガス港開発事業 69
5. タイ	観光基盤整備事業 193
6. パキスタン	農村電化事業 245
7. メキシコ	モンテレイ上下水道事業 257

[テーマ別評価(本部)]

1. 中国	観音閣多目的ダム建設事業(I)(II)(III) 293
2. 中国	福建省ショウ泉鉄道建設事業 335
3. フィリピン	アセアン日本開発基金、工業・支援産業拡充事業 377
4. タイ	小規模企業育成計画(I)(II) 421
5. ベトナム	リハビリテーション借款 453
6. パプアニューギニア	農業振興開発事業 483

第3巻

[プロジェクト評価]

1. 韓国	酪農施設改善事業(Ⅱ)	1
2. 中国	石臼港第二期建設事業(ⅠⅡ)	23
3. 中国	北京・瀋陽・ハルピン長距離電話網建設事業(ⅠⅡ)	43
4. インドネシア	バリクパパン空港拡張事業	65
5. フィリピン	小規模港湾整備事業	89
6. フィリピン	アセアン日本開発基金 カテゴリー-B(フィリピン土地銀行).....	107
7. フィリピン	初等教育事業	129
8. フィリピン	海上安全整備事業(Ⅰ).....	155
9. フィリピン	マクタン(セブ)国際空港開発事業	171
10. フィリピン	国鉄南線活性化事業	191
11. フィリピン	航空保安施設近代化事業(Ⅱ)	211
12. タイ	小規模灌漑事業(Ⅳ)~(Ⅵ)	235
13. タイ	バンコク上水道整備事業 第4次 - (Ⅰ)	257
14. タイ	プミポン水力発電所リハビリテーション事業	281
15. バングラデシュ	バクラバード天然ガス開発事業(Ⅱ).....	297
16. スリランカ	大コロombo圏電気通信網整備事業(Ⅱ)	315

[事務所評価]

1. インドネシア	居住環境改善事業(Ⅱ)	333
2. フィリピン	ボホール灌漑事業	338
3. タイ	地方農村開発信用事業(Ⅱ)~(Ⅴ)	342
4. バングラデシュ	チッタゴン苛性ソーダ工場修復事業	349
5. バングラデシュ	電気通信拡充事業	355
6. インド	ベイスンブリッジ火力発電所建設事業	359
7. パキスタン	ジャムショロ火力発電所建設事業	364
8. パキスタン	農村電化事業	テーマ別評価(第三者)の6.を参照
9. エジプト	アブザーバル変電所建設事業	369
10. ブラジル	東北伯灌漑事業	374

・ 国際協力銀行の事後評価

1. 事後評価の目的

我が国が実施している経済協力には様々な形態がある。このうち、国際協力銀行(以下、「本行」)はその海外経済協力業務において、開発途上国に対する有償資金協力(円借款の供与)の大部分を行ってきており、これまでに開発途上国における経済・社会基盤の整備を中心とした数多くの事業に対して、円借款供与を通じた援助を実施してきた。

本行は借款を供与するとともに、より質の高い途上国援助を実現するために、完成した事業に対して「事後評価」を行っている。事後評価は、円借款供与対象事業の実施・運営維持管理が当初計画に比べどのように行われているか、また期待通りの効果が発現されているかなどを、事業完成後に検証する活動である。この活動の最大の目的は、この検証を通じて各事業の実施・運営維持管理・効果等にかかわる成功要因や問題点を把握し、そこから導き出された教訓を、新規事業の形成・審査・実施・事後監理などにフィードバックすることにより、今後の開発援助の効果をより高めていくこと、さらに結果開示によりアカウンタビリティ(説明責任)向上を図ることにある。

2. 国際協力銀行の事後評価活動

本行(当時 OECF)では 1975 年に円借款事業の事後評価活動を開始した。80 年代に入り、円借款供与による完成事業が増加してきたため、81 年に事後評価を専門に行う部署を設置した。その後、何度かの組織変更を経て、現在ではプロジェクト開発部開発事業評価室の評価班が円借款事業の事後評価を実施している。この間、着実に評価経験の蓄積と評価手法の確立に努めてきた結果、本行において事後評価活動を開始して以来、99 年度末における評価済事業数は、660 件を超えるに至っている。

上記の事後評価活動を広く理解して頂くために、本行では事後評価内容の公表にも努めてきており、「円借款案件事後評価報告書」として、事後評価結果を発表してきている。

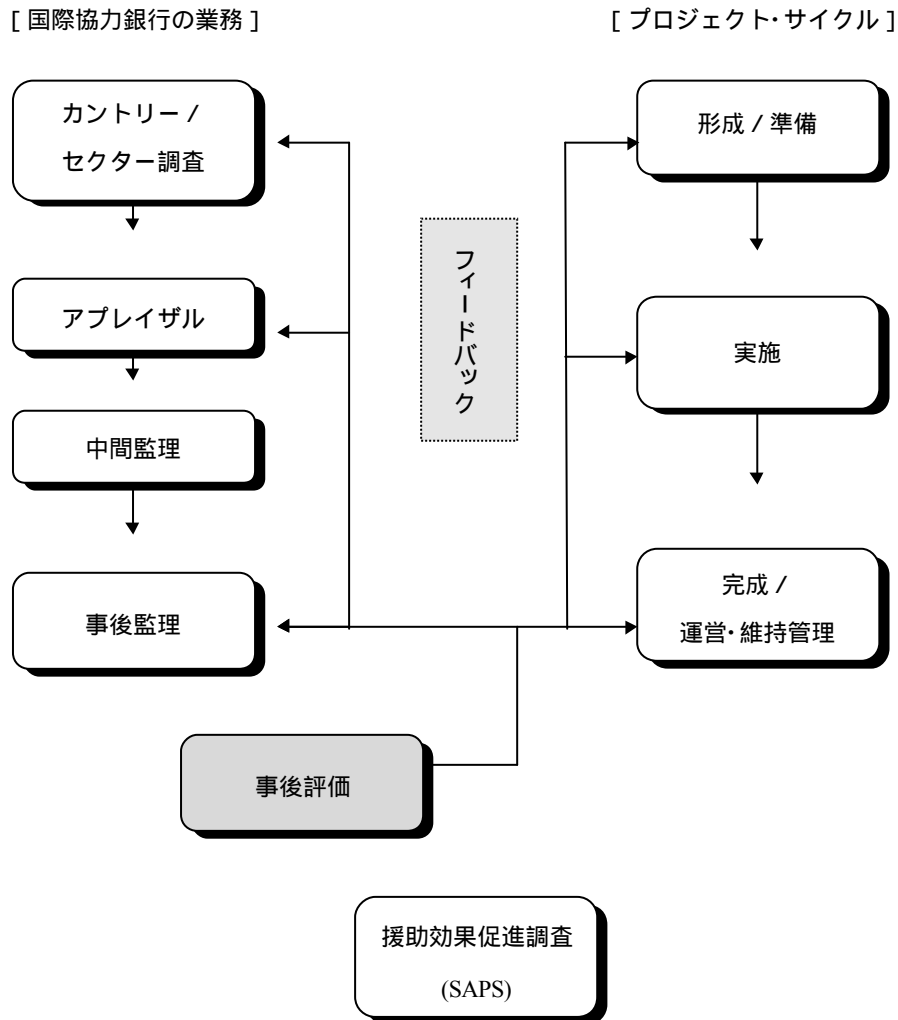
1999 年度に実施した事後評価の全文については本報告書に掲載することとし、利用者の利便性を図るために各評価報告の要約を掲載した「円借款案件事後評価報告書 2000(要約版)」は別途発行する。また、情報通信技術の発達を踏まえ、インターネット上の本行ホームページ(URL : <http://www.jbic.go.jp>)にも評価報告の全文を掲載しているので、参照頂きたい。

3. 事後評価の位置づけ

3.1 開発事業のフローと事後評価

本行の円借款供与の対象となる開発事業のフローは、下図に示す通りである。円借款供与に当たっては、まず開発途上国側からの要請に基づいて、事業の必要性、緊急性、および実施・運営維持管理の妥当性等、多角的な観点から円借款供与に適した事業であるかどうかのアプレイザル(審査)が実施される。アプレイザルの結果、円借款の供与が決定すると事業が開始され、一定期間後に事業完成となる。事後評価は完成した事業を対象に実施される。

[プロジェクト・サイクルと事後評価]



3.2 事後監理と事後評価

事業によっては効果発現に長期間を要するものがあるため、効果発現の見極めおよび事業効果の持続性を確認するためには、事業の完成後ある程度の期間、継続的に事業をフォローしていくことが重要である。更に、この段階で改善を要する点が確認された事業に対しては、開発途上国側の自助努力を前提としつつも、必要に応じて追加的協力の可能性を検討するよう努めている。この運営維持管理状況の調査、必要に応じて展開される追加的協力等の活動は、総称して「事後監理」と呼ばれている。

事後監理の目的は、事業完成後の運営維持管理状況を把握すると共に、仮に何らかの改善策の必要性が認められる場合には、然るべき対応策を検討することによって、事業効果の持続、あるいは一層の促進を図ることにある。本行は事後監理活動の一環として、完成案件につき定期的に現況把握の調査に努めているほか、援助効果促進調査の実施やりハリ無償との連携を通じ、事業効果の持続・促進を図っている。

(1) 援助効果促進調査 (Special Assistance for Project Sustainability : SAPS)

援助効果促進調査は、事業効果を持続あるいは一層高めていく上で支障となる問題の存在が明らかとなった場合に、詳細な現地調査を行い、具体的な改善・解決策を提案することを主な目的とする知的支援の一つである。事業完成後の運営維持管理は開発途上国側の責任において行われるものであるが、事後評価の結果等に鑑み、個々の事業に関して何らかの改善措置が必要となった場合、開発途上国側からの協力要請に応じ、協力の必要性・緊急性を検討したうえで本調査を実施することとしている。

(2) リハビリ無償

リハビリ無償は、円借款により完成した案件について、その後の事情変更等によりリハビリ等の追加的な手当の必要性が生じた場合に、緊急性、収益性、規模等の観点から見て円借款での追加的支援が困難と判断される案件につき無償資金協力による手当てを行うものである。リハビリ無償は 1998 年度から導入されたスキームであり、同実施にあたっては、国際協力事業団(JICA)との緊密な連携がとられる。

4. 事後評価の種類

本行の事後評価は、1999 年度よりその実施主体と内容から次のように分類されることとなった。

(1) 国際協力銀行による評価

テーマ別評価

特に設定したテーマ(地域開発、環境配慮、社会開発等)を中心に、国際協力銀行職員が外部専門家・機関の知見も活用して行う評価。

なお、テーマ別評価のバリエーションとして、特定の地域・セクターの総合的な効果を把握するため、複数の事業を一括して評価する「インパクト調査」、他の援助機関などを行う「共同評価」(共同して同一事業の評価を行う)、「相互評価」(互いに相手機関の事業の評価を行う)などがあり、状況に応じて適宜行うことにしている。

プロジェクト評価

本行職員が、事業全般について行う評価。原則として現地調査を実施する。

事務所評価

本行の現地駐在員事務所による評価。事務所が現地調査を含む評価作業を行うもので、必要に応じ、現地の専門家・調査機関の参加を求めることがある。

(2) 外部の第三者による評価

本行外部の有識者(機関)に評価を依頼して、有識者(機関)ならではの視点からの評価を行う、いわゆる「第三者評価」である。専門的知見のある評価者による事後評価を行うことにより、特に事業効果の面でより深い考察が行われることが期待される。また、本行職員以外が評価を行うことにより、評価の客観性をより一層向上させるという面もある。このた

め、本行では、大学等の研究者、報道関係者、行政実務家、専門の技術者、NGO等を依頼先として第三者評価の充実に努めている。

なお、第三者評価においては、有識者(機関)の評価と本行の見解が異なるような場合には、報告書中において「国際協力銀行の見解」として両論併記の形で明記している。

1999年度実施された外部の第三者による評価については、後述 1.「第三者評価案件と執筆者紹介」に記載している。

5. 事後評価対象事業の選定

評価対象事業は、完成事業の中から地域別・国別・セクター別のバランスに配慮しつつ、以下のいずれかに該当するものにプライオリティーを置いて選定される。

- (1) 今後の円借款実施において有益な示唆・教訓を得ることが可能な事業
- (2) セクターあるいは地域に対するインパクトが大きく、かつその測定が可能な事業
- (3) 特定の研究テーマとなりうる事業
- (4) 環境・社会開発にかかわる事業

6. 事後評価の項目

本行の評価は、事業の実施と運用が当初計画に比べどのように行われているか、またその事業が当初想定していた通りの効果をあげているかを事後的に確認することが基本となる。具体的な評価項目は以下のとおりである。

- (1) 事業範囲 : 事業内容の計画/実績比較を行う。変更があれば、変更理由および変更内容の妥当性などについて分析・評価を行う。
- (2) 工期 : 開始時期・完成時期・期間の計画/実績比較を行い、遅延があれば原因および採られた対策につき分析・評価を行う。
- (3) 事業費 : 支出項目別に計画/実績比較を行い、差異があればその内容につき分析・評価を行う。
- (4) 事業実施体制 : 途上国側の実施機関の事業実施の体制、コンサルタントの役割、およびコントラクターとの契約形態などが、事業実施にどのような影響を与えたか等を分析・評価する。
- (5) 運営・維持管理体制 : 事業の持続性確保という観点から、運営・維持管理体制の妥当性を分析・評価する。
- (6) 運営・維持管理状況 : 運営状況を示すデータ(例えば、稼働率、生産量など)につき計画/実績比較による分析・評価、および維持管理状況につき評価を行う。また、運営主体が独立採算を旨とする機関・組織の場合には、必要に応じ、その財務的能力について検討を加える¹。

¹ 分析・評価の結果、財務能力あるいは運営能力の不足が懸念される場合、本行では必要に応じSAPS(前述)などにより、それら能力向上のための支援を行う。なお、事業の実施機関あるいは運営主体が官公庁である場合、通常それらの活動費用は全額国の予算に依存しているため、個別の事業の内部収益率分析等は行なうが、実施機関そのものは財務分析の対象としていない。

(7) 事業効果 : 上記(6)運営・維持管理状況を踏まえ、当該事業の経済・社会的効果につき分析・評価を行う。また、事業効果が定量化できるものについては、内部収益率(IRR)²を求めることもある。

² 「内部収益率」(Internal Rate of Return :IRR) : 事業の収益性を示す指標のひとつで、事業の便益の現在価値が費用の現在価値と等しくなるような割引率のこと。事後評価の場合、事業実施に要した費用(実績)と、事業運営の全期間(プロジェクト・ライフ)に得られる便益(運営開始後数年の実績を基にした予想)とをもって計算する。国民経済的見地に立ち、事業の社会的便益をベースに求められる「経済的内部収益率」(Economic Internal Rate of Return :EIRR)と、事業単独の便益、すなわち事業実施機関にとっての収益をベースに求められる「財務的内部収益率」(Financial Internal Rate of Return :FIRR)とがあり、事業の性格に応じ使い分けられる(事業によっては双方を求めることもあり得る)。ただし、事業には定量化できない定性的な効果も期待されることが多い。また、事業の性格上、収益率を求めるのが困難なこともあり(たとえば社会開発事業、保健医療事業、教育事業、環境事業等)、その場合には収益率の計算は行われない。

・ 今回の報告書の特徴

1. 第三者評価案件と執筆者紹介

1999年度は、7件の第三者評価を実施した。それらの概要および執筆者の紹介は以下のとおりである。

- (1) タイの「東部臨海総合開発計画総合インパクト評価」では、政策研究大学院大学 下村恭民教授(評価当時)に、途上国のオーナーシップと援助の有効活用について政治経済学的視点からの評価を依頼した。



下村恭民氏

1940年東京に生まれる。慶應義塾大学経済学部卒業。コロンビア大学大学院経営学修士課程修了(MBA)。1972年海外経済協力基金(OECF;当時)に入る。インドネシア中央銀行派遣、OECFジャカルタ、ニューデリー、バンコク駐在を経て、1992年より埼玉大学教授、1999年より法政大学教授。タイ「東部臨海開発計画」実施当初に当たる1985年~88年の間、OECFバンコク駐在員事務所首席駐在員。著作に『ODAの現場で考える』(編著)他がある。

- (2) 中国の「衡水・商丘間鉄道建設事業」では、中国国務院発展研究センター 林家彬博士に、衡水・商丘間鉄道が京九鉄道の一部として沿線地域にもたらした経済開発効果を中心とする評価を依頼した。



林家彬氏

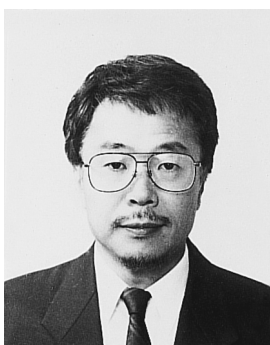
1957年中国北京市に生まれる。中国清華大学土木系卒業。1983年に中国政府派遣留学生として東京大学大学院へ留学、地域計画を専攻。同大学院修士および博士課程修了後、(財)海外技術者研修協会研修生として(株)建設技術研究所での研修を経て、1990年より5年間国連地域開発センターにて研究に従事する。1995年より中国国務院発展研究センター研究員、現在同センター発展戦略及び地域経済研究部副部長。専門は地域開発。中国語著書に「中国跨世紀区域協調発展戦略」(共著)、「21世紀中国経済大趨勢」(共著)、「中国経済発展的回顧与前字膽」(共著)、日本語論文に「道路整備効果に対する考え方の返還」、「地域格差とその是正に果たす国土政策の役割について」、「中国の国土開発政策と国土計画行政」などがある。

- (3) 中国の「長江4架橋建設事業」では、(株)コーエイ総合研究所 盛 信博氏、(株)アルファテン 桂田俊貞氏に、計画・実施・運営維持管理・効果を軸とした4橋梁事業の比較分析に基づく評価を依頼した。



盛 信博氏

1948年千葉県に生まれる。北海道大学工学部卒業。水力発電所ダム施工監理に従事する。現在(株)コーエイ総合研究所 調査研究部長。インドネシア、タイ等で道路、電力、橋梁、上水等の事後評価を手掛ける。専門はプロジェクト評価・経済財務分析。主な著書として『プロジェクトの経済分析・評価の調査研究』(JICA)、『Q&A 日本版 PFI のすべて』(東洋経済新報社)などがある。



桂田 俊貞氏

1944年東京都に生まれる。京都大学大学院工学部卒業。専門は交通計画、経済分析。(株)アルファテン 代表取締役。マレーシア、中国、インドネシア、コロンビア等での JICA による道路、橋梁事業のマスタープラン作成等開発調査に従事してきた。都市道路交通関係の論文を土木学会や各種セミナーで多数発表している。

- (4) フィリピンの「バタンガス港開発事業」では、アテネオ・デ・マニラ大学 エマ・ポリオ教授に、住民移転をめぐる問題と対応を焦点とする評価を依頼した。



エマ・ポリオ氏

フィリピン アテネオ・デ・マニラ大学の社会人類学部教授。同大学で人類学の修士号(1976年)を、ハワイ大学で社会学の Ph.D.(1988年)を取得。フィリピンを中心に、東南アジアの都市貧困、開発、住民移転に関する多数の調査・研究実績を有し、世界銀行、国連等のコンサルタントとしても活躍している。著書には、”Partnership with the Poor, Pathways to Decentralization, Urban Children in Distress”、“Urban Governance and Poverty Alleviation in Southeast Asia”など多数。

- (5) タイの「観光基盤整備事業」では、(財)国際観光開発研究センター 篠原正治氏に、本事業全体の実施状況および、現地視察に基づく当該地域のサブプロジェクトの実施・管理状況、ならびに、本事業がタイ観光セクターに与えた効果についての評価を依頼した。



篠原正治氏

1955 年群馬県に生まれる。東京大学工学部土木工学科卒業、スタンフォード大学工学部修士課程修了。運輸省等を経て、現在、(財)国際観光開発研究センター観光開発研究所所長。フィリピン、インドネシア、レバノン、チュニジアなどの観光調査を手掛ける。専門は観光開発に関する調査・研究。

- (6) パキスタンの「農村電化事業」では、事業効果部分において住民へのインタビュー調査を得意とする現地の NGO、National Rural Support Programme および Ghazi Brotha Taquiati Idara に第三者評価を依頼した。
- (7) メキシコの「モンテレイ上下水道事業」では、広島大学大学院 国際協力研究科 松岡俊二助教授に、妥当性、目標達成度、効率性、効果、自立発展性という 5 つの視点からの評価を依頼した。



松岡俊二氏

1957 年兵庫県に生まれる。大阪外国語大学外国語学部卒業、京都大学大学院経済学研究科博士課程修了、広島大学・学術博士(環境計画)。マラヤ大学客員教授、アメリカン大学客員研究員なども歴任。環境経済学、プロジェクト評価論、国際環境協力論を専門に、JICA 研修コース「持続的開発と環境資源管理政策」コーディネーターの経験も有する。主な論文に松岡俊二・松本礼史・河内幾帆「途上国の経済成長と環境問題：環境クズネット曲線は成立するか」『環境科学会誌 11(4)』pp.349-362, 1998 年、MATSUOKA, S. et al., “ Sustainable use of Environmental Resources: Ecology and Economy in the Resource Economics,” Journal of International Development and Cooperation, Vol.1, No.1, pp.61-85, 1995 等。

2. フィードバックの充実

事後評価の主要な目的のひとつは、事業実施機関に対して評価結果のフィードバックを行い、当該事業の運営改善や将来の事業実施に際して有益な提言を行うことである。本行では、すべての事後評価において、評価報告を英訳して事業実施機関に提出しており、特に実施機関、借入国政府の担当者等多くの関係者に対して評価結果への理解を深めてもらう必要性が高い場合には、現地でセミナー等を開催している。本報告書掲載対象の事後評価では、タイの「東部臨海総合評価」に関して、99 年 8 月にタイでフィードバック・ワークショップを、2000 年 6 月にベトナムでフィードバック・セミナーを開催した。

このようなフィードバック活動の成果として、実際に借入国側が事後評価の指摘内容に沿った新規事業を計画する場合もある。

3. テーマに基づいた評価(テーマ別)の採用

前述 . 4. 「事後評価の種類」にあるとおり、1999 年度より評価形態を見直し、一部の事後評価につき、特に設定したテーマに基づいて実施する評価「テーマ別評価」を採用することとなった。

1999 年度に実施したテーマ別評価と各テーマは以下のとおり。

- (1) 中国「長江 4 橋梁建設事業」: 橋梁建設が周辺地域に与えたインパクト
- (2) 中国「観音閣多目的ダム建設事業(1)~(3)」: 住民移転
- (3) 中国「衡水・商丘鉄道建設事業(1)~(4)」: 沿線開発効果
- (4) 中国「福建省ショウ泉鉄道建設事業」: 中国の自治体の能力
- (5) フィリピン「バタンガス港開発事業」: 住民移転
- (6) フィリピン「アセアン・日本開発基金、工業・支援産業拡充事業」: 中小企業振興
- (7) パプアニューギニア「農業振興開発事業」: 社会経済インパクト
- (8) タイ「小規模企業育成計画(1)(2)」: 中小企業振興
- (9) タイ「観光基盤整備事業」: 地域・社会開発
- (10) タイ「東部臨海総合評価」: 地域経済開発
- (11) ベトナム「リハビリテーション借款」: 地方開発型案件評価
- (12) メキシコ「モンテレイ上下水道事業」: DAC 評価5項目に基づく評価

・ 今回の報告書の内容

1. 掲載した評価報告

1999 年度中に報告された評価のうち、タイのマプタプット工業団地建設事業の第三者評価(公害対策行政)を除く全評価(テーマ別評価、第三者評価、プロジェクト評価、事務所評価)を掲載した。(タイのマプタプット工業団地建設事業の第三者評価については、昨年度報告書に掲載済み。)

2. 1999 年度の事後評価報告の全体概要

1999 年度に報告された評価件数は 38 件、評価の対象となった事業数は合計で 59 件である(1 件の評価で複数の事業をとりあげることがあるため)。

59 件の評価対象事業を地域別にみると、アジア地域が圧倒的に多いことがわかる。これは、そもそも、本行の借款の供与先としてアジア地域が多いことに加え、事業完成後の情報の入手状況などを加味して事業を選定した結果であり、この傾向は例年同様である。

平成 11 年度評価 地域別・セクター別分類表(カッコ内は事業数ベース)

セクター・地域	アジア	中近東	アフリカ	中南米	その他	合計
電力・ガス	6 (7)		1 (1)			7 (8)
運輸	11 (20)					11 (20)
通信	3 (3)					3 (3)
鉱工業	3 (8)					3 (8)
農林水産業	3 (6)				1 (1)	4 (7)
灌漑・治水	2 (2)			1 (1)		3 (3)
社会的サービス	4 (8)			1 (1)		5 (9)
その他	2 (1)					2 (1)
合計	34(55)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	38 (59)

「セクター」の「その他」の2件はベトナム「リハビリテーション借款」の商品借款、タイ「東部臨海総合評価」を指す。なお、「東部臨海総合評価」のセクター別件数は次の通り；電力・ガス：1 件、運輸：6件、鉱工業：3件、社会的サービス：4 件

用語解説

開発援助の基本的用語

1. 借款契約(L / A : loan agreement)

政府間の交換公文(E / N)締結を受け、国際協力銀行(以下、「本行」と借入人との間で締結される契約のこと。L / A では借款実施に必要な諸手続き、権利義務関係などが詳細に規定される。

2. 交換公文(E / N : exchange of notes)

政府間あるいは政府と国際機関との間で交わされる合意文書の一形態。援助に関して交わされる E / N は、借入国政府との間で合意された援助供与内容を政府間取極として文書にするもの。その形式は、まず、日本国政府の全権代表(通常は、当該借入国駐在大使)が、内容・条件を示した公文を相手国政府の全権代表に送り、これに応えて相手国政府がその公文の内容・条件に異存はないとの返事の公文を返すというもの。

3. 一般アンタイド

調達条件の一種類。援助物資・役務の調達先に制限を設けない場合を指し、「ひもなし」援助とも呼ばれる。円借款の場合、円借款資金による物資や役務の調達先が、かつてはすべての開発途上国(LDC)と経済協力開発機構(OECD)加盟諸国を調達先とするものを一般アンタイドと呼んでいたが、旧ソ連の崩壊、東欧の民主化を踏まえ、1992年4月以降締結された交換公文に係る円借款に関し、調達先をすべての国・地域に拡充した。

4. 部分アンタイド

調達条件の一種類。援助資金による物資・役務の調達先がすべての開発途上国と援助を行う国(円借款の場合は日本)に開放されているものを指す。1997年2月以降に調達を開始された事業については、東欧の民主化を踏まえ、すべての体制移行国が部分アンタイド円借款の調達適格国に加わることとなった。

5. マスタープラン(M / P : master plan)

開発途上国の地域開発やセクター別の振興等に関連して、ある特定の地域ないしはセクターを対象とし、その国全体の経済・社会開発上の特殊事情、制約条件等を考えつつ、今後着手すべき開発計画の内容およびその優先度を明らかにしたものをいう。M / P は、より高次の国家開発計画や地域開発計画と十分整合性を保つ必要がある。一般的には M / P をもとに個別プロジェクトが立案され、そのフィージビリティ・スタディが実施される。

6. フィージビリティ・スタディ(F / S : feasibility study)

本行により実施される円借款に先立ち、事業実施者(あるいはその委託を受けたコンサルタント)が、技術的・経済的な観点から、プロジェクトの実施可能性を検討、評価する調査。または、その報告書のことをいう。これはプロジェクトの実施者にとってプロジェクトの骨格を固め、資金手当の方策を決定するうえで重要な調査であり、また、資金を融資する側にとっても、当該プロジェクトに対し融資を行うかどうかを判断するための重要資料である。内容としては、市場調査・技術検討・資金計画・経済性評価などから構成される。

7. E / S 借款(engineering service loan)

本行が実施する円借款の一形態。F / S が終了していることを前提として、その後のプロジェクトの実施段階を数段階に区分け(phasing)したうえで、そのうちの初期段階、すなわちプロジェクトの実施に必要な調査・設計段階を本体工事部分と切り離して借款対象とすることがあるが、これを E / S 借款という。E / S 借款の融資対象項目としては、F / S 結果の見直し、詳細設計、入札書類の作成等がある。ただし、E / S 借款の供与は本体工事部分に対する借款が自動的に約束されるものでなく、本体部分については E / S 借款の完了後、別途検討がなされる。

8. 詳細設計(D / D : detailed design)

F / S が完了したプロジェクトについて、事業実施者(あるいはその委託を受けたコンサルタント)が、工事の施工に必要な関連資料の収集・整備、工事方法の検討を踏まえて、必要な設計図、仕様書の作成等を行うこと。詳細設計のためには、現地調査、測量ならびに分析等を詳細に行う必要がある。また、詳細設計は入札書類の仕様に使われ、実際の工事実施に当たり最も重要な指針を与えるものとなる。

9. BOT 方式(build, operate and transfer scheme)

企業が、開発途上国において、インフラストラクチャー・プラント等を建設し(build)、その総資金の回収を一定期間自らが操業した売上げにより回収した後(operate)、当該国の政府機関等に所有権を譲渡する方式(transfer)。当該国政府等が自ら建設資金を借入れて事業を実施する従来の方法と異なり、当該国が直接の借入人とならないことから対外公的借入の削減が図られること、操業等についても企業が自ら担当することにより効率化が図られるとともに技術移転が期待されることがこのスキームのメリットと考えられる。ただし、最終的に資産を移転するためには、当該操業期間中に投資資金を回収する必要があるため、適切な操業の条件の設定を行うことが重要である。

10. 「円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン」

開発プロジェクトにおいて環境への配慮が効果的、効率的に行われるどうかをチェックするため、経済協力開発機構(OECD)の理事会勧告等を参考として海外経済協力基金(OECF ; 当時)が初版を 1989 年 10 月に作成し、以来 1995 年の見直し・改訂を経て、本行が 1999 年 12 月に策定したもの。このガイドラインでは、借入人が借款申請に先

立ち、プロジェクトの計画、準備段階において配慮すべき環境面の諸事項を、投融資の対象となる 17 セクター各々につき、公害、自然環境問題、社会環境問題、その他の項目を設け、チェックリスト形式でまとめられている。本行は、開発プロジェクトのアプライザルにあたり、このガイドラインに沿って各チェック項目毎に問題点を把握し、構ずべき対策および対処方針を決定している。また、借入国の業務実施機関にも配布し、プロジェクト計画時の環境配慮を促している。

11. PCR(Project Completion Report)

本行が、借款による事業が完成した際に、借入人(実施機関)から提出を求めている事業完成報告書のこと。その目的は、借入人(実施機関)自身が事業完成を確認し、完成後の状況を把握し本行に報告することで、本行が当該事業の事後監理および事後評価を効率的に実施するための基礎的資料を得ることにある。

12. コスト・アンダーラン

実際の所用資金が当初の見積額より少なくなること。

13. コスト・オーバーラン

実際の所用資金が当初の見積額を超えること。

14. マン・マンズ(M / M man-month)

役務契約、特にコンサルタント契約において一般に使用される概念。コンサルティング・サービスの実施に必要な専門家の人数、期間を積算する際に数量の単位として使用される。専門家 1 人が 1 ヶ月役務を提供したときに 1M / M(人 / 月)となる。

15. ツー・ステップ・ローン(TSL Two-Step-Loan)

開発金融借款の通称。開発金融借款は、途上国国内の開発金融機関を通じ、その機関の持つ機能を活用しつつ、製造業・農業等を育成・強化するために供与される借款であり、同金融機関から実際に資金を活用する国内の事業者(エンド・ユーザー)に転貸されることから Two Step (ツー・ステップ)と呼ばれているものである。この借款により、企業・農家を多数援助することが可能になる。その一方で、このような借款を通じ当該国の制度金融の育成確立に寄与するメリットもある。

また、エンド・ユーザーへの融資をサブ・ローン、同融資対象となる事業のことをサブ・プロジェクトという。

世界の経済協力関係機関

1. 国際協力事業団(JICA : Japan International Cooperation Agency)

開発途上地域等の経済社会の発展に寄与し、国際協力の促進を図るため、1974年8月、国際協力事業団法に基づき設立された政府特殊法人。多岐にわたる国際協力事業を実施する。主な業務内容は、政府ベース技術協力、青年海外協力隊事業、無償資金協力事業、開発調査事業、技術協力のための人材養成・確保事業、移住事業、国際緊急援助隊事業、に分けられる。

2. 世界銀行(World Bank)

1944年7月に開催されたブレトン・ウッズにおける連合国通貨金融会議で採択された国際復興開発銀行協定に基づき、1945年12月に設立された国際開発金融機関。目的は、加盟国の戦後復興と経済開発の援助にあったが、現在は実質上、開発途上国への援助機関となっている。途上国の異なる発展段階や多様な資金需要に応じるため、次の5機関により「世界銀行グループ」を構成している：国際復興開発銀行(IBRD)、国際開発協会(IDA)、国際金融公社(IFC)、多数国間投資保証機関(MIGA)、および投資紛争解決国際センター(ICSID)。1999年現在、加盟国数は181カ国。日本の加盟は1952年8月。本部はアメリカ(ワシントン)。

3. アジア開発銀行(ADB : Asian Development Bank)

アジア・太平洋地域の開発途上国の経済成長および経済開発を促進することを目的に設立された国際開発金融機関。1965年の第21回アジア太平洋経済理事会(現 ESCAP)総会において ADB 設立が決議され、1966年に正式発足した。1999年5月現在の加盟国数は57カ国(域外国は16カ国)。業務内容は、開発資金の融資、融資保証、投資、資源の活用や相互経済体制の推進あるいは域内貿易拡大に対する援助、技術援助等。本部はフィリピン(マニラ)。日本は第1位の出資国。